

条 例 等 立 案 表

題
名

徳島県教育委員会職員の公務員倫理に関する規則の一部を改正する規則

課 (室) 名

教 育 総 務 課

担 当 者 名

吉 田 正 人

電 話 番 号

三 二 ○ 八

制定理由
徳島県の公務員倫理に関する規則の一部が改正されることに伴い、所要の整理を行う等の必要がある。

あらまし

一 徳島県の公務員倫理に関する規則の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 その他所要の改正を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

予算上の措置

関係法規

徳島県の公務員倫理に関する規則の一部を改正する規則（平成二十年徳島県条例第六十一号）

備 考

徳島県教育委員会規則第二十一号

徳島県教育委員会職員の公務員倫理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

徳島県教育委員会

委員長 三好 登美子

徳島県教育委員会職員の公務員倫理に関する規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会職員の公務員倫理に関する規則（平成十六年徳島県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第五項」を「第二条第四項」に改める。

第三条第一項中「職員は、」の下に「利害関係者との間において」を加え、同条第二項中「第六条第一項」を「第六条」に改め、「場合として、」の下に「利害関係者との間において」を加える。

第四条第一項中「第六条第一項」を「第六条」に改め、同条第二項中「第六条第一項」を「第六条」に、「同項」を「同条」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第七条第一項中「条例第二条第三項に規定する管理職員（教育委員会が任命権者である者に限る。以下「管理職員」という。）は、」を「職員は、事業者等との間において」に改め、同条第二項中「管理職員」を「職員」に、「第六条第二項」を「第六条」に改め、「場合として、」の下に「事業者等との間において」を加え、同条第三項中「管理職員」を「職員」に改める。

第八条第一項中「管理職員」を「職員」に、「第六条第二項」を「第六条」に、「同項」を「同条」に改め、同条第二項中「管理職員」を「職員」に改め、同条第二項中「管理職員が」を「職員が」に、「管理職員としての」を「職員としての」に改め、「管理職員」を削る。

第九条中「第六条第一項及び第二項」を「第六条」に、「第二条第四項」を「第二条第三項」に改める。

第十二条第三項第二号及び第十六条中「管理職員」を「職員」に改める。

第十七条第一項中「経過した」を「経過する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(新旧対照表) 徳島県教育委員会職員の公務員倫理に関する規則(平成十六年徳島県教育委員会規則第一号)

新

第一条 略

(利害関係者)

第二条 条例第二条第四項の倫理規程で定める利害関係者は、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として教育長が定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者(当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるもの)の利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。)を除く。

一〇八 略

2～3 略

2～3 略

2～3 略

(利害関係者との間における禁止行為)

第三条 職員は、利害関係者との間に次に掲げる行為を行ってはならない。

一〇十 略

2 前項の規定にかかわらず、職員は、条例第六条の倫理規程で定める場合として、利害関係者との間において次に掲げる行為を行なうことができる。

一〇八 略

3 略

(利害関係者との間における禁止行為の例外)

第四条 職員(条例第一条第一項に規定する職員のうち教育委員会が任命権者であるものに限る。)は、市町村(地方自治法第一百八十四五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職又は同条第三項に規定する特別職に属する地方公務員をいう。)又は県が資本金その他これに準ずるものをお出資している法人及び職員派遣等により県と密接な関係を有する法人のうち、教育長が別に定める法人の役員若しくは従業員であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、自己の費用を負担し、かつ、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、

前条第一項の規定にかかわらず、条例第六条の倫理規程で定める場合として、前条第一項第八号から第十号までに掲げる行為を行うことができる。

旧

第一条 略

(利害関係者)

第二条 条例第二条第五項の倫理規程で定める利害関係者は、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として教育長が定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者(当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるもの)の利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。)を除く。

一〇八 略

2～3 略

2～3 略

(利害関係者との間における禁止行為)

第三条 職員は、次に掲げる行為を行なってはならない。

一〇十 略

2 前項の規定にかかわらず、職員は、条例第六条第一項の倫理規程で定める場合として、次に掲げる行為を行なうことができる。

一〇八 略

3 略

(利害関係者との間における禁止行為の例外)

第四条 職員(条例第一条第一項に規定する職員のうち教育委員会が任命権者であるものに限る。)は、市町村(地方自治法第二百八十四五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職又は同条第三項に規定する特別職に属する地方公務員をいう。)又は県が資本金その他これに準ずるものをお出資している法人及び職員派遣等により県と密接な関係を有する法人のうち、教育長が別に定める法人の役員若しくは従業員であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、自己の費用を負担し、かつ、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、

前条第一項の規定にかかわらず、条例第六条の倫理規程で定める場合として、前条第一項第八号から第十号までに掲げる行為を行なうことができる。

2 職員は、私的な関係(職員としての身分にかかわらない関係をい

2 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をい

う。以下この項において同じ。)がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に

う。以下この項において同じ。)がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に

わがなしと語らふことをもむに附す。前項第一項の規定は、たゞ、条例第六条の倫理規程で定める場合として、同条の贈与等を受けること及び前条第一項各号に掲げる行為を行つことができる。

利害關係者以外の者等との間における禁止行為

卷之二十一

えて供應接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかつた事業者等

第六条 略

(事業者等との間における禁止行為)

七条 職員は、専業者等との間ににおいて、公に接する行為を行つてはならない。

一
七
略

2 前項の規定にかかわらず、職員は、条例第六条の倫理規程で定める場合として、事業者等との間において次に掲げる行為を行うことができる。

八略

第一項の規定の適用については、職員が、事業者等から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該事業者等から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

3 第一項の規定の適用については、管理職員が、事業者等から、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該管理職員は、当該事業者等から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(事業者等との間における禁止行為の例外)

第八条 職員は、私的な関係(職員としての身分にかかわらない関係を除く)において、事業者等に該当するものとの間においては、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第一項の規定にかかわらず、条例第六条の倫理規程で定める場合として、同条の贈与等を受けること及び前条第一項各号に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

3 職員が、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合(一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。)における第一項の規定の適用については、同項中「職員としての身分」とあるのは、「職員又は特別職地方公務員等(地方公務員法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等をいう。)としての身分」とする。

(法令に基づく例外)

第九条 条例第六条の倫理規程で定める場合は、第三条第二項、第四条、第七条第二項及び前条に定めるもののが、行政手続法第二条第一号に規定する法令(以下「法令」という。)に基づき又は法令の制限の範囲内でなされる贈与等(条例第一条第三項に規定する贈与等をいう。以下同じ。)を受ける場合とする。

第十条～第十一條 略

(贈与等の報告)

第十二条 略

2 略

3 条例第十三条第一項の倫理規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた職員の職務との関係

三～五 略

第十三条～第十五条 略

(贈与等報告書の訂正)

第十六条 贈与等報告書を訂正しようとする場合には、職員は、訂正届を作成し、訂正の箇所に認印を押すとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるよう字體を残さなければならない。

(事業者等との間における禁止行為の例外)

第八条 管理職員は、私的な関係(管理職員としての身分にかかわらない関係を除く)において、事業者等に該当するものとの間においては、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第一項の規定にかかわらず、条例第六条の倫理規程で定める場合として、同条の贈与等を受けること及び前条第一項各号に掲げる行為を行うことができる。

2 管理職員は、前項の公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

3 管理職員が、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合(一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。)における第一項の規定の適用については、同項中「管理職員としての身分」とあるのは、「管理職員」職員又は特別職地方公務員等(地方公務員法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等をいう。)としての身分」とする。

2 管理職員は、前項の公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

3 管理職員が、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合(一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。)における第一項の規定の適用については、同項中「管理職員としての身分」とあるのは、「管理職員」職員又は特別職地方公務員等(地方公務員法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等をいう。)としての身分」とする。

(法令に基づく例外)

第九条 条例第六条第一項及び第一項の倫理規程で定める場合は、第三条第二項、第四条、第七条第二項及び前条に定めるもののが、行政手続法第二条第一号に規定する法令(以下「法令」という。)に基づき又は法令の基づき又は法令の制限の範囲内でなされる贈与等(条例第一条第四項に規定する贈与等をいう。以下同じ。)を受ける場合とする。

第十条～第十一條 略

(贈与等の報告)

第十二条 略

2 略

3 条例第十三条第一項の倫理規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた管理職員の職務との関係

三～五 略

第十三条～第十五条 略

(贈与等報告書の訂正)

第十六条 贈与等報告書を訂正しようとする場合には、管理職員は、訂正届を作成し、訂正の箇所に認印を押すとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるよう字體を残さなければならない。

(贈与等報告書の閲覧)

第十七条　条例第十六条第二項の規定による贈与等報告書の閲覧は、当該贈与等報告書の提出の期限の翌日から起算して六十日を経過する日の翌日以後これをることができる。

2-6 略

第十八条～第十九条 略

(贈与等報告書の閲覧)

第十七条　条例第十六条第二項の規定による贈与等報告書の閲覧は、当該贈与等報告書の提出の期限の翌日から起算して六十日を経過した日の翌日以後これをことができる。

2-6 略

第十八条～第十九条 略